

いなざわウィルネット規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、いなざわウィルネットと称し、事務局を稲沢市市長公室地域協働課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、市民団体及びグループ（以下「市民団体」という。）相互の連携及び情報交換を推進し、本市における男女共同参画社会の実現を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市民団体相互の連携及び情報交換
- (2) 男女共同参画社会の実現のために必要な事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する市内の市民団体をもって組織する。

2 前項の市民団体とは、5人以上の組織（営利の目的を持った団体を除く。）とする。

(加入及び退会)

第5条 本会に、加入及び退会しようとする市民団体は、理事会の承認を経て加入及び退会するものとする。

(理事)

第6条 理事は、加入した各市民団体から1名の推薦されたものをもってあてる。

- 2 理事の任期は2か年とする。
- 3 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

- 2 役員は、理事会において選出する。
- 3 役員の任期は2か年とする。ただし、1回に限って再任をさまたげない。

- 4 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代行する。
- 7 書記は、本会の庶務に従事し、会に関する記録を作成する。
- 8 会計は、本会の収入・支出に関する事務を行う。
- 9 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、理事会と役員会とする。

第9条 理事会は、本会の組織、予算、決算、事業計画、その他重要な事項について審議決定する。

2 理事会は年2回以上開催する。

役員会が必要と認めた場合、または理事の3分の2以上の要請がある場合に開催することができる。

第10条 役員会は、本会の会務について企画立案し、重要事項については理事会の決定にもとづいて執行する。

2 役員会は、定期に開催し、必要に応じて臨時会を開催することができる。

第11条 会長は、会議を招集しその議長となる。

第12条 会議の定足数は、会議員の3分の2以上とし、その過半数の賛成により決定する。

(経費)

第13条 本会の経費は、市委託金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の決算は、会計監査を受けなければならない。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

(内規)

第14条 本会に必要な内規は理事会で定める。

(規約の改正)

第15条 この規約の改正は、理事会において出席者の3分の2以上の賛成をえなければならない。

(付則)

1 本規約は、平成10年7月29日から施行する。

2 本規約は、平成11年4月1日から施行する。

3 本規約は、平成14年5月15日から施行する。

4 本規約は、平成15年5月12日から施行する。

5 本規約は、平成30年4月1日から施行する。